

原子力施設等におけるトピックス

令和 8 年 9 月 2 日
原子力規制庁

○対象期間：令和 8 年 8 月 24 日～8 月 30 日

1. 原子炉等規制法第62条の3又は放射性同位元素等規制法第31条の2に基づく報告事案（発生に係る報告に限る）

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
			該当なし	

2. 保安規定に定める運転上の制限(LCO)から逸脱した事案

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
8月 27 日	四国電力株式会社	伊方発電所	伊方発電所 3 号機 安全保護系計器（過大温度 ΔT ）の不信頼を示す信号の発信に伴う運転上の制限の逸脱及び復帰について	・LCO逸脱26日22:10 ・LCO復帰27日 3:38

3. 海外の原子力施設における海外トピックス

・該当なし

4. その他

・該当なし

（別紙） 四国電力株式会社伊方発電所3号機 安全保護系計器（過大温度 ΔT ）の不信頼を示す信号の発信に伴う運転上の制限の逸脱及び復帰について（当庁 HP 及び事業者公表資料）

報告書

四国電力(株)から伊方発電所3号機における 運転上の制限からの逸脱及び復帰に係る報 告を受理

ID: NRA100020071

ID: NRA100020071-001 掲載日2026-08-27

概要

更新

原子力規制委員会は、令和8年8月27日に四国電力株式会社から、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第87条第9号の規定に基づき、伊方発電所3号機の運転上の制限(注)からの逸脱について報告を受けました。

本事象は、安全保護系の計器（過大温度 ΔT ）の全4チャンネルのうち1チャンネルに不信頼を示す信号が発信したことに伴うものです。

なお、その後、保安規定に基づき、残り3チャンネルが動作可能であることを確認したうえで、不信頼を示す当該1チャンネルをバイパスし、運転上の制限を満足した状態に復帰したことについても報告を受けています。

(注) 運転上の制限

保安規定において、多重の安全機能を確保するため、予備も含めて動作可能な機器（ポンプ等）の必要台数等を定めているものです。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、事業者は運転上の制限からの逸脱を宣言し、速やかに修理等の措置を行うことが求められます。なお、それらの措置を講ずれば、保安規定違反に該当するものではありません。

ID: NRA100020071-003 掲載日2026-08-27

関係資料

更新

伊方発電所3号機 安全保護系計器（過大温度 ΔT ）の不信頼を示す信号の発信に伴う運転上の制限の逸脱について

全選択/解除

ダウンロードする

伊方発電所 3 号機 安全保護系計器（過大温度 ΔT ）の不信頼を示す信号の発信に伴う 運転上の制限の逸脱について

通常運転中の伊方発電所 3 号機の中央制御室（管理区域外）において、安全保護系の計器（過大温度 ΔT ※¹）の不信頼を示す信号が発信し、8 月 26 日 22 時 10 分に原子炉施設の保安規定に定める運転上の制限※²から逸脱したと判断しました。

現地確認の結果、不信頼を示す信号は原子炉自動停止要素の 1 つである過大温度 ΔT の全 4 チャンネルのうち 1 チャンネルであることを確認しました。このため、保安規定に基づき、残り 3 チャンネルが動作可能であることを確認したうえで、不信頼を示す当該チャンネルをバイパスしたことで、本日 3 時 38 分、保安規定に定める運転上の制限の逸脱から復帰しました。

その後、当該チャンネルの入力部の基板を予備品に取り替え、中央制御室にて安全保護系の計器の不信頼を示す信号が復帰していることを確認しました。これを受け、当該チャンネルのバイパスを解除し、本日 4 時 17 分、通常状態に復帰しました。

なお、本事象によるプラントへの影響および環境への放射能の影響はありません。
今後、詳細を調査します。

- ※ 1 原子炉内の燃料を保護するために原子炉出力、加圧器圧力や一次冷却材温度から算出される制限値。この制限値を原子炉の出口と入口の温度から算出される差（ ΔT ）が超過すると原子炉自動停止機能が動作。
- ※ 2 保安規定では、過大温度 ΔT は、4 チャンネル所要することを「運転上の制限」として規定。ただし、残り 3 チャンネルが動作可能であることを条件に、1 チャンネルをバイパスすることが可能。

以 上

添付資料－１ 第３３条「計測および制御設備」（原子炉保護系計装）

表33－２ つづき

機 能	設定値	適用モード	所要チャ ンネル・ 系統数	所要チャ ンネル・ 系統数		ネル・系統数を満足できない場合の措置		確認事項		
				条 件		要求される措置	完了時間	項 目	頻 度	担 当
7. 1次冷却材 可変温度高	過大温度 ΔT高	第34条の設定範囲内	モード1および2	4※17	A. 1チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ※18	6時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
	過出力 ΔT高	第34条の設定範囲内	モード1および2	4	A. 1チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ※18	6時間	炉内外核計装照合校正 を実施する。	燃料取替後、 原子炉熱出力 が70%以上と なつて48時間 以内に1回 および 炉内出力分布 測定結果と軸 方向中性子束 出力偏差の差 が±3%を超 える場合	原子燃料課長 および 計装計画課長
8. 原子炉圧力	低	12.73MPa[gage]以上	モード1 (P-7以上)	4※17	A. 1チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ※18	6時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	定期事業者 検査時	計装計画課長
						B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間	炉内出力分布測定結果 と軸方向中性子束出力 偏差の差を比較する。	1ヶ月に1回	原子燃料課長
						動作不能でないことを 指示値により確認す る。	1日に1回	当直長		
	高	16.61MPa[gage]以下	モード1および2	4※17	A. 1チャンネル バイパスした チャンネルを 除く が動作不能で ある場合 B. 条件Aの措置 を完了時間内 に達成できない場合	A. 1 計装計画課長は、当該チャ ンネルを動作可能な状態に する。 ※18	6時間	設定値確認および機能 の確認を行う。	1日に1回	当直長
						B. 1 当直長は、モード3にする。	12時間	動作不能でないことを 指示値により確認す る。		

※17：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることができる。
この場合、バイパスしたチャンネルを動作不能とはみなさない。
※18：残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスする措置を行うことができる。

2026年8月27日
 四国電力株式会社

伊方発電所3号機 安全保護系計器（過大温度 ΔT ）の不信頼を示す信号の発信に伴う 運転上の制限の逸脱について

通常運転中の伊方発電所3号機の中央制御室（管理区域外）において、安全保護系の計器（過大温度 ΔT ^{※1}）の不信頼を示す信号が発信し、8月26日22時10分に原子炉施設の保安規定に定める運転上の制限^{※2}から逸脱したと判断しました。

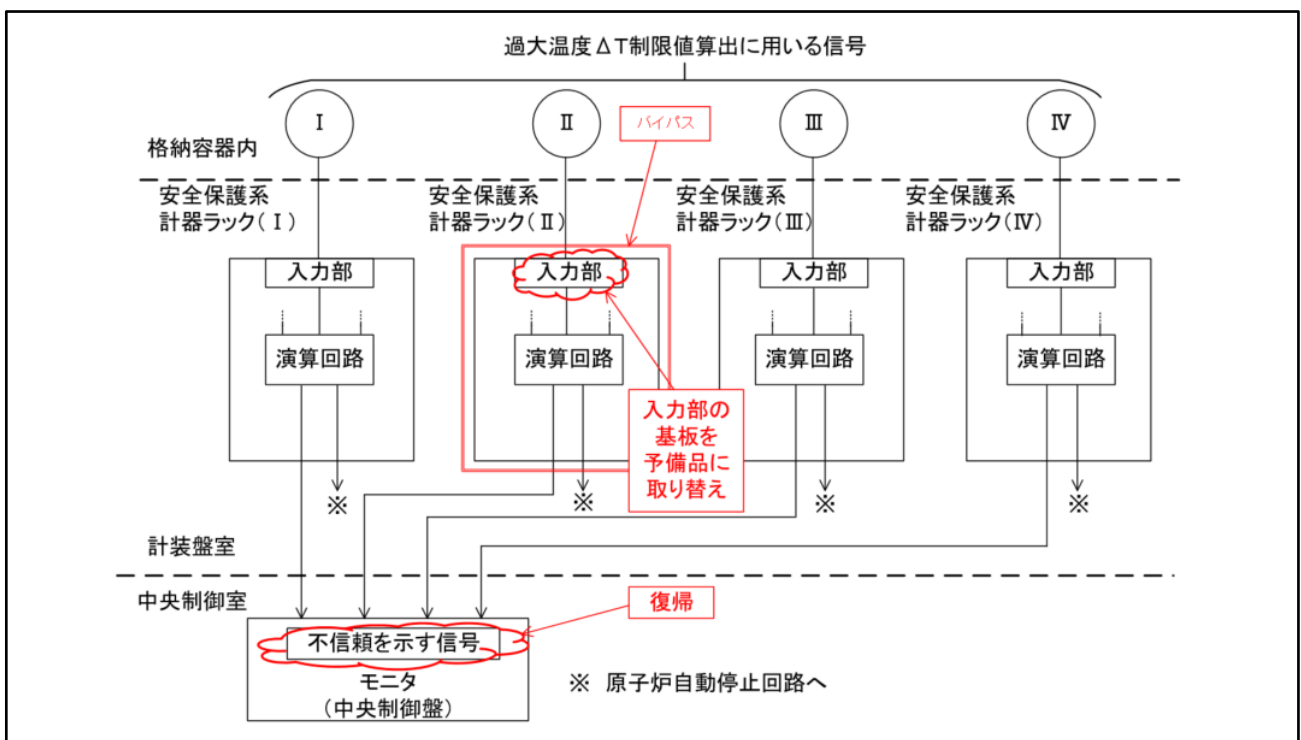
現地確認の結果、不信頼を示す信号は原子炉自動停止要素の1つである過大温度 ΔT の全4チャンネルのうち1チャンネルであることを確認しました。このため、保安規定に基づき、残り3チャンネルが動作可能であることを確認したうえで、不信頼を示す当該チャンネルをバイパスしたことで、本日3時38分、保安規定に定める運転上の制限の逸脱から復帰しました。

その後、当該チャンネルの入力部の基板を予備品に取り替え、中央制御室にて安全保護系の計器の不信頼を示す信号が復帰していることを確認しました。これを受け、当該チャンネルのバイパスを解除し、本日4時17分、通常状態に復帰しました。

なお、本事象によるプラントへの影響および環境への放射能の影響はありません。

今後、詳細を調査します。

- ※1 原子炉内の燃料を保護するために原子炉出力、加圧器圧力や一次冷却材温度から算出される制限値。この制限値を原子炉の出口と入口の温度から算出される差（ ΔT ）が超過すると原子炉自動停止機能が動作。
- ※2 保安規定では、過大温度 ΔT は、4チャンネル所要することを「運転上の制限」として規定。ただし、残り3チャンネルが動作可能であることを条件に、1チャンネルをバイパスすることが可能。



伊方発電所3号機 過大温度 ΔT 信号経路 概略図